

文教民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和7年(2025年)3月24日

宇部市議会議長 山下節子様

文教民生委員長 鴻池博之

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第31号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第32号	宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件	原案可決	新型コロナウイルス感染症対策基金について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類感染症に変更されたこと等を踏まえ、当該基金の設置目的を達成したことから廃止するものであり、妥当なものと認めた。
議案第33号	宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	原案可決	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第39号	宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか6施設）に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか6施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第40号	和解について	原案可決	和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第41号	和解について	原案可決	和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第46号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	原案可決	県内の保険料水準の統一に向けて葬祭費の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得を引き上げるものであり、妥当なものと認めた。
議案第47号	物品購入の件（小中学校教員用教科書及び指導書）	原案可決	物品を購入することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。